

第 5 編

その他の特例

公益財団法人 労災保険情報センター

◆ 処置及び手術に関する特例

◆ 精神科専門療法に関する特例

◆ その他の特例

◆処置及び手術に関する特例

- ・ 初診時ブラッシング料
- ・ 固定用伸縮性包帯
- 〔 頸椎固定用シーネ
- ・ 鎖骨固定帯
- 〔 膝・足関節の創部固定帯
- ・ 皮膚瘻等に係る滅菌ガーゼ

初診時ブラッシング料

91点

同一傷病につき1回(初診時)

ポイント

① 四肢加算 算定不可

② 時間外加算 算定可

③ デブリードマン

(デブリードマン加算含む)

重複算定不可

初診時ブラッシング料を
含む処置、手術の点数
の合計が

150点以上 の場合
に限る!

算定例2

初診時に次の処置を行った場合

右上腕部 創傷処置 20cm² ブラッシング

右手部 創傷処置 10cm² ブラッシング

右上腕部 創傷処置 1 5 2 点 \times 四肢加算 1.5 = 7 8 点

右手部 創傷処置 1 5 2 点 \times 四肢加算 2.0 = 1 0 4 点

初診時ブラッシング料 9 1 点

合 計 2 7 3 点

例題

初診時に左手第2指中節骨に
K046骨折観血的手術とブラッシング、
機能回復指導を行った場合

骨折観血的手術3

$$11,370\text{点} \times \overset{\text{四肢加算}}{2.0} = 22,740\text{点}$$

初診時ブラッシング料 91点

機能回復指導加算 190点

合計 23,021点

算定例4①

初診時(時間外)に左手背に
創傷処置10cm²、ブラッシングを行った場合

創傷処置1 四肢加算 ブラッシング料

$$52点 \times 2.0 + 91点 = 195点 > 150点$$

⇒ 時間外加算 算定可



四肢加算 時間外加算

創傷処置1 $52点 \times 2.0 \times 1.4 = 146点$

初診時ブラッシング料

91点 $\times 1.4 = 127点$

合計

273点

算定例4②

初診時(時間外)に前額部に
創傷処置10cm²、ブラッシングを行った場合

創傷処置1 ブラッシング料

52点 + 91点 = 143点 < **150点**

⇒ **時間外加算 算定不可**

創傷処置1 52点

初診時ブラッシング料 91点

合計 143点

レセプト記入例 (算定例4①)

摘 要

40	* 創傷処置1(時間外)(左手背) (52 × 2.0 × 1.4)	146 × 1
	* 初診時ブラッシング料(時間外) (91 × 1.4)	127 × 1

固定用伸縮性包帯

実費相当額 (購入価格を10円で除して得た点数)

医師の診断に基づき、処置及び手術において、
頭部・頸部・躯幹・四肢に使用を必要と認めた
場合

ポイント

①患部の固定のために
使用した場合

②医師が必要と判断した場合

頸椎固定用シーネ等と併せて算定可

湿布・ガーゼ等が
ずれないように巻いた
場合は 算定不可！

算定例

右手関節部捻挫に対し
固定用伸縮性包帯(購入価格450円)を
使用し、患部の固定を行った場合

四肢加算

創傷処置 1 52点 × 2.0 = 104点

固定用伸縮性包帯

購入価格

450円 ÷ 10円 = 45点

合計

149点

頸椎固定用シーネ、鎖骨固定帯 膝・足関節の創部固定帯

実費相当額 (購入価格を10円で除して得た点数)

医師の診断に基づき、使用が必要と認められる場合に算定可

ポイント

- ① 頸椎固定用シーネの費用と「腰部、胸部又は頸部固定帯加算」は **重複算定不可**
- ② 医師が必要と判断した場合
固定用伸縮性包帯と併せて **算定可**

頸椎固定用シーネ、鎖骨固定帯 膝・足関節の創部固定帯

実費相当額 (購入価格を10円で除して得た点数)

健保点数表の

腰部、胸部又は頸部固定帯加算(170点)が算定
できる場合

- ◇ 実費相当額 > 170点 ⇒ 実費相当額を算定
- ◇ 実費相当額 < 170点 ⇒ 170点を算定

頸椎固定用シーネ、鎖骨固定帯、
膝・足関節の創部固定帯も、同様の取扱い

算定例

腰部に対し腰部固定帯(購入価格3,500円)を使用し、患部の固定を行った場合

腰部固定帯固定 35点

腰部固定帯

購入価格

$$3,500円 \div 10円 = 350点$$

合計 385点

皮膚瘻等に係る滅菌ガーゼ

実費相当額（購入価格を10円で除して得た点数）

通院療養中の傷病労働者に対し、皮膚瘻等に係る
自宅療養用の滅菌ガーゼ（絆創膏を含む）

を支給した場合

対象者 ①及び②を満たす者

- ① せき髄損傷等による重度の障害のうち
 - ・尿路変更等による皮膚瘻を形成しているもの
 - ・尿路へカテーテルを留置しているもの
 - ・これらに類する創部を有するもの
- ② 頻繁にガーゼ交換を必要とするため、医師が投与の必要を認めたもの

皮膚瘻等に係る滅菌ガーゼ

実費相当額 (購入価格を10円で除して得た点数)

ポイント

診療担当医から直接処方・投与を受けた
ものに限る。

市販のガーゼを傷病労働者が
自ら購入するものは対象外！

◆ その他の特例

- 労災電子化加算

労災電子化加算

5点（内訳書1件につき）

対象

電子情報処理組織の使用 又は
光ディスク等を用いた診療費請求を
行った場合

（令和8年3月診療分まで）